

清水町職員の給与に関する条例（昭和26年清水町条例第16号）の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第16条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3～5 (略)</p>	<p>(期末手当) 第16条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の130を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3～5 (略)</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(令和2年度における期末手当の特例)

2 令和2年度に限り、この条例による改正後の条例第16条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の125」に読み替えるものとする。

(委任)

3 附則第2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。